

## 契約施設・団体における退職金支給規程等への記載

本従事者共済会の退職金支払者は各施設の代表者（契約者）になります。従って、加入者のために各施設・団体の代表者が支払う退職金であることを退職金支給規程、就業規則、労働協定等のいずれかに記載をお願いします。

### 【退職金支給規程の一部変更記載内容】

#### 第〇〇章【退職金】

（退職金）

#### 第〇〇条

- 1 職員の退職金は、別に定める退職金規程による。
- 2 東京都社会福祉協議会従事者共済会に加入した場合はその支給を行う。
  - (1) 事業主は加入を希望する従事者のために退職金準備金を拠出する。
  - (2) この運用については、東京都社会福祉協議会従事者共済会に委託する。
  - (3) 共済会掛金拠出については従事者共済会規程の定めによる。

（期間）

- 1 退職金の支給期日は、就職年月日から退職年月日までとする。
- 2 東京都社会福祉協議会従事者共済会に加入した場合には、退職金の支給基準は加入年月日から退会年月日までとする。